

第29回（令和3年度）小学生 税のウルトラクイズ

令和3年11月13日（土） トキハ別府店ブルーテラス

問題シート ①

	問題	正解
「第1問」	11月11日から11月17日を「税を考える週間」と言う。	○
「第2問」	昔、杵築市にも税務署があった。	×
「第3問」	温泉に入ると税金がかかる。	○
「第4問」	平成元年に消費税が、最初に導入されたときの税率は1%だった。	×
「第5問」	会社が外国から物を輸入したとき、支払わなければならない税金は関税だけである。	×

問題シート ②

	問題	正解
「第1問」	小学生のみなさんも税金を負担している。	○
「第2問」	11月11日から11月17日を「税を考える週間」と言う。	○
「第3問」	税務署や市役所、警察書などの公共機関が、物を買うときは、消費税を支払わなくてよい。	×
「第4問」	令和元年10月に消費税率が10%となりましたが、一部の品物に対しては、以前と同じ8%の消費税が適用されている。	○
「第5問」	昔、ロシアには、男の人が生やしている「ひげ」に対する税金（「ひげ税」）があった。	○

問題シート ③

	問題	正解
「第1問」	この11月11日から11月17日を「税を考える週間」と言う。	○
「第2問」	自宅のパソコンからインターネットで国税の申告ができるシステムを「イータックス」(e-Tax)という。	○
「第3問」	昔は税をお米で納めていましたが、税をお金で納めるようになったのは江戸時代からである。	×
「第4問」	ハンバーガーを買うときに、お店で食べると消費税が10%となり、もって帰ると8%である。	○
「第5問」	外国には「タックスヘイブン」と呼ばれるところがありますが、これは税金が安く天国のような国という意味からそのように呼ばれている。	×

※「第5問」天国＝ヘブンでヘイブンでない。

問題シート ④

	問題	正解
「第1問」	税務署で働く人などの国家公務員は、国から給料をもらっているため、国の税金である所得税は払わなくてよい。	×
「第2問」	所得税や消費税など国の税金は、コンビニエンスストアやインターネットによる「納付（のうふ）」もできる。	○
「第3問」	11月11日から11月17日を「税を考える週間」と言う。	○
「第4問」	令和元年10月に消費税率が10%となりましたが、お酒を買ったときは軽減税率の対象となるため、消費税率は8%となる。	×
「第5問」	国の税金に「とん税」、「特別とん税」という税金があるが、これは豚にかかる税金である。	×

問題シート ⑤

	問題	正解
「第1問」	憲法には、国民の果たさなければならない三つの義務が定められていますが、その中に「納税の義務」がある。	○
「第2問」	11月11日から11月17日を「税を考える週間」と言う。	○
「第3問」	外国人は日本の会社で働いて給料をもらっても税金はかからない。	×
「第4問」	公立の小学校に通う小学生一人に対して、国と県と市町村が一年間に負担している教育費は約50万円である。	×
「第5問」	漢字の「税」という字は「のぎへん」が使われていますが、この「のぎへん」は、「稲（いね）」をあらわしたものである。	○

※「第4問」一人当たり約88万円

問題シート ⑥

	問題	正解
「第1問」	税についての法律を作っているのは税務署である。	×
「第2問」	宝くじが当たったら、その賞金に税金がかかる。	×
「第3問」	日本に税が誕生したのは、「江戸時代」である。	×
「第4問」	この11月11日から11月17日を「税を考える週間」と言う。	○
「第5問」	明治時代に、うさぎを飼っている人には、うさぎ1羽につき1円の「うさぎ税」があったそうで、同じように馬を持っている人には「馬税」があった。	○

※「第3問」「弥生時代」邪馬台国などで

問題シート ⑦

	問題	正解
「第1問」	国の借金である国債や借入金などを合計した「国の借金」の令和2年度末残高は、国民一人当たり約500万円となっている。	×
「第2問」	国が必要とするお金の全額が税金でまかなわれている。	×
「第3問」	この11月11日から11月17日を「税を考える週間」と言う。	○
「第4問」	「別府」という地名は、もともと「税金のかからない土地」という意味からできた地名である。	○
「第5問」	今年、東京でオリンピックが開催されましたが、日本人でメダルをもらった人に日本オリンピック委員会から支払われる賞金にも税金がかかる。	×